別記様式第六号中［㊒］を削る。

別記様式第七号その一を次のように改める。

様式第七号

その一（家畜人工授精用精液証明書の表）

第　　号
（番号又は記号）

家畜人工授精用精液証明書

精液を採取した種畜	種畜証明書番号		種畜の等級	
	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	種類及び品種			
精液採取年月日				
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所				
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び住所、氏名				

（日本産業規格Ａ７）

備考

1　この証明書は、家畜人工授精用精液の容器に添付すること。

2　精液を凍結処理した場合は、用紙の右肩に［凍結］と記載すること。

3　精液を混合処理した場合は、用紙の右肩に［混合］と記載すること。その場合、精液を採取した種畜の名前の欄については、その精液が混合されている種畜のうち少なくとも１頭について記載し、併せて合計頭数がわかるよう記載すること。

4　この証明書が添付されている容器の精液の注入を受けた雌畜の飼養者から授精証明書の交付を要求されたときは、この証明書を授精証明書にはり付けること。授精証明書の交付を要求される前においては、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあっては、必要なときに速やかに家畜人工授精簿に記録されている事項と照合できるよう適切に保管しておくこと。

5　この証明書が添付されている容器の精液を用いて家畜体外授精を行ったときは、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあっては、必要なときに速やかに家畜人工授精簿に記録されている事項と照合できるよう適切に保管しておくこと。

6　後代検定期間中等の保管精液であって、検定終了後その精液を家畜人工授精所から譲渡する時に、当該精液を採取した種畜の等級が変わっていれば、その種畜証明書番号及び種畜の等級を併記しても差し支えない。

7　（番号又は記号）の欄には、家畜人工授精用精液を収めた容器を識別することができる番号又は記号を表示することができる。

8　この証明書を作成した獣医師又は家畜人工授精師は、この証明書に記載された家畜人工授精用精液について、当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。

9　この証明書に記載された家畜人工授精用精液と分けて、本証明書のみを他人に譲渡してはならない。